

# 多面的機能支払交付金第三者委員会 について

令和 2 年 3 月 5 日

**農 林 水 産 省**

# 1 多面的機能支払交付金の目的

- 多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、地域の共同活動による農用地の保全に資する各種の取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効率的に支援を行うことにより、
- ① 農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮、
  - ② 担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的としている。

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第七十八号)(抜粋)

(目的)  
 第一条 この法律は、**農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため**、(後略)

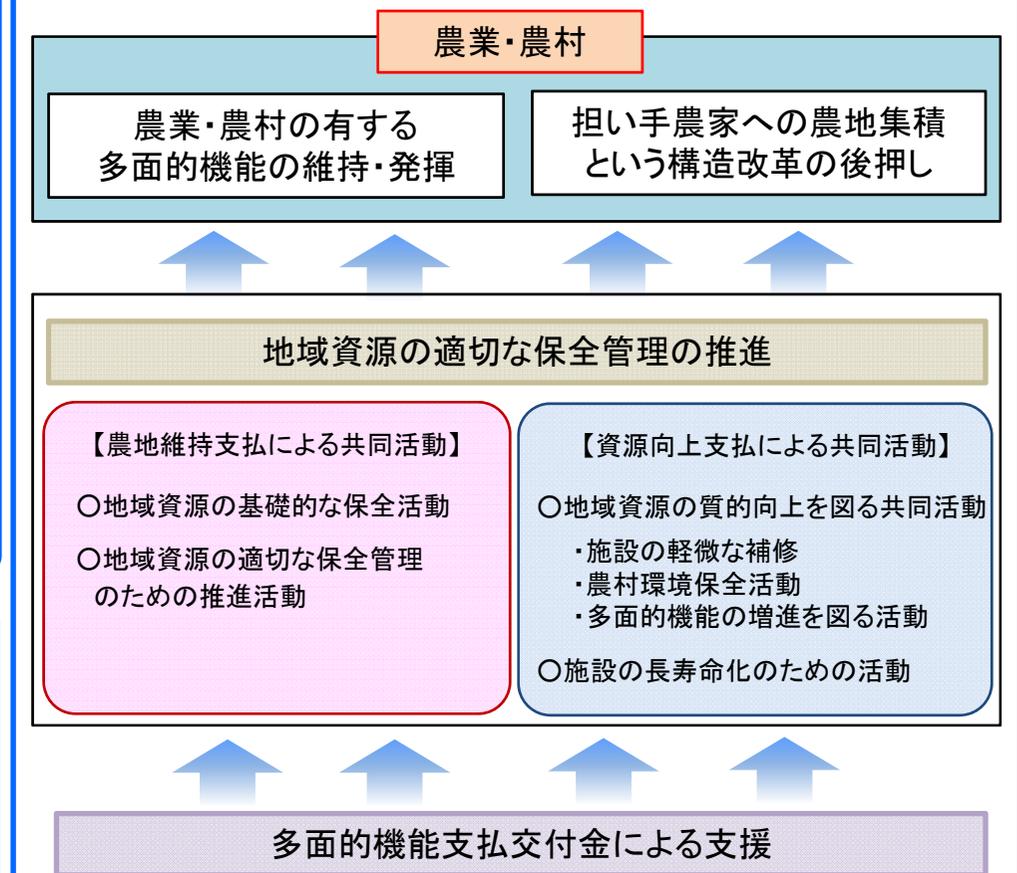
(基本理念)  
 第二条 (前略) 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、**国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うこと**を旨(後略)

- 2 (前略) **農用地の保全に資する各種の取組**が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該**共同活動の実施による各種の取組の推進**が図られなければならない。

## (参考)多面的機能支払交付金実施要綱(抜粋)

- 第1 趣旨
- 1 (前略) 多面的機能支払交付金は、(中略) 地域の共同活動に係る支援を行い、**地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。**
  - 2 <略>

## 多面的機能支払交付金の目的と枠組み



## 2 多面的機能支払交付金第三者委員会について

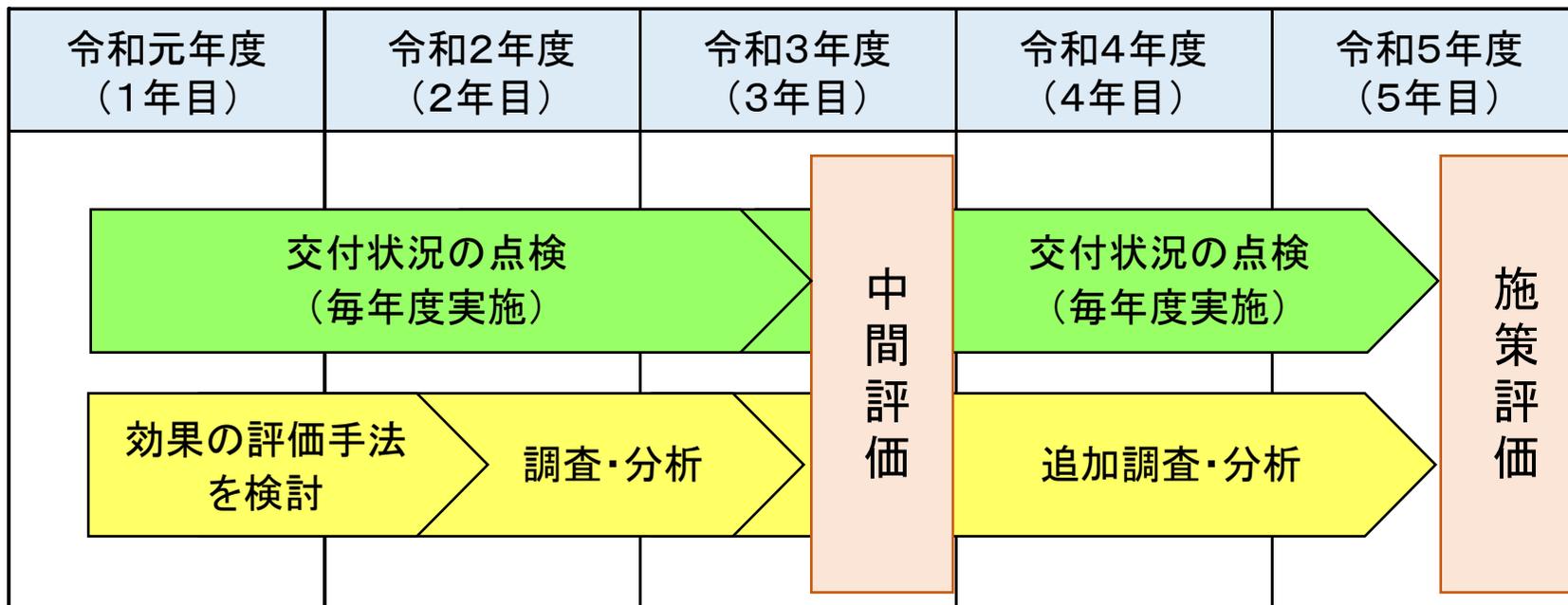
- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映させることを目的とし、有識者により構成される第三者委員会を設置。
- 多面的機能支払交付金第三者委員会より
  - ①本交付金の交付状況の点検方法や
  - ②効果の評価をするための調査・分析方法
 等に関する指導・助言を得た上で、3年目に中間評価、5年目に施策評価を取りまとめ、施策に反映。

### 多面的機能支払交付金実施要綱(抜粋)

#### 第3 実施体制

##### 1 国の役割

国は、(中略)本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、**交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映**するため、第三者機関を設置することとする。



注) 施策評価の取りまとめ年度については、今後の調整により変わることもある。

### 3 今後のスケジュール

令和元年度	令和2年度												
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
★ 第三者委員会				★ 第三者委員会 (現地調査)		● R1実績公表							★ 第三者委員会
		→ 取組状況の整理、分析				→ アンケート調査				→ 分析、取りまとめ			

#### 第三者委員会開催予定

令和2年度

第2回（7月予定）

○現地調査

第3回（3月予定）

- 多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析
- 多面的機能支払交付金に係る実態調査結果
- 対象組織による自己評価及び市町村評価結果